

労働者災害補償保険  
遺族補償年金  
複数事業労働者遺族年金 転給等請求書  
遺族年金  
遺族特別年金 転給等申請書

① 死亡労働者の	フリガナ	氏名	(男・女)	② 請求(申請)の事由	イ 先順位者の失権 ロ 胎児であった子の出生 ハ 先順位者の所在不明		
	生年月日					年月日(歳)	
③ 請求人	フリガナ	生年月日	フリガナ	死亡労働者との関係	障害の有無	代表者を選任しないときは、その理由	
	氏名	年月日	住所		ある・ない		
		年月日			ある・ない		
		年月日			ある・ない		
④ 特別年金を受けている 又は遺族年金及び遺族 複数事業労働者遺族年金 既に遺族補償年金、複	フリガナ	生年月日	フリガナ	死亡労働者との関係	年金証書の番号		
	氏名	年月日	住所		管轄局	種別	
		年月日			西暦年	番号	
		年月日				枝番号	
⑤ 厚生年金保険等の受給関係	当該死亡に関して支給される年金の種類						
	厚生年金保険法の	イ 遺族年金	国民年金法の	イ 母子年金	ロ 準母子年金	ハ 遺児年金	
		ロ 遺族厚生年金		ニ 寡婦年金	ホ 遺族基礎年金	船員保険法の遺族年金	
	支給される年金の額	支給されることとなった年月日	厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード (複数のコードがある場合は下段に記載すること。)			所轄年金事務所等	
	円	年月日					
受けていない場合は、次のいずれかを○で囲む。 ・裁定請求中 ・不支給裁定 ・未加入 ・請求していない ・老齢年金等選択							
⑥ 請求人(申請人)と生計を 同じくしている遺族補償年 金又は遺族年金を受けるこ とができる遺族	フリガナ	生年月日	フリガナ	住所	死亡労働者との関係	障害の有無	
	氏名	年月日				ある・ない	
		年月日				ある・ない	
		年月日				ある・ない	
		年月日				ある・ない	
⑦ 添付する書類その他の資料名							
⑧ 年金の払渡しを受けることを 希望する金融機関 又は郵便局 (登録している 公金受取口座を 利用します:□)	金融機関 (郵便貯金銀行の 支店等を除く。)	名称	※金融機関店舗コード				本店・本所 出張所 支店・支所
		預金通帳の記号番号	普通・当座	第		号	
	郵便局 又は郵便局	フリガナ	※郵便局コード				
		所在地	都道府県		市郡区		
		預金通帳の記号番号	第		号		

上記により 遺族補償年金  
複数事業労働者遺族年金の支給を請求します。  
遺族年金  
遺族特別年金の支給を申請します。

年 月 日

労働基準監督署長 殿

請求人(代表者)の住所 \_\_\_\_\_  
電話( ) \_\_\_\_\_  
請求人(代表者)の氏名 \_\_\_\_\_  
□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。  
個人番号 \_\_\_\_\_

〔注意〕

- ※印欄には記載しないこと。
- 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 先順位者が失権したことにより又は所在不明の先順位者について遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金の支給が停止されたことにより、新たに受給権者となった者がこの請求書(申請書)を提出するときは、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(3)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
  - 請求人(申請人)及び請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
  - 請求人(申請人)及び請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族のうち障害の状態にあることにより遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる者については、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
  - 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族については、その者が請求人(申請人)と生計を同じくしていることを証明することができる書類
- 労働者の死亡当時胎児であった子が出生した場合において、その同順位者又は後順位者が遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の支給を受けているときは、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(3)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
  - 請求人(申請人)及び請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
  - 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にあることにより遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる者については、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
  - 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族については、その者が請求人(申請人)と生計を同じくしていることを証明することができる書類
- ③、④、⑥及び⑦に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- ⑧については、次により記載すること。
  - 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は遺族特別年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は遺族特別年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者には「金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は遺族特別年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者には「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。  
また、年金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します:□」の□にレ点を記入すること。その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は必要がないこと。
  - 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、③の最初の請求人(申請人)について記載し、その他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号 ( ) —
--------------------	----------------------	----	------------------